

春日市 地域防災計画

【原子力災害対策編】

平成27年9月
春日市 防災会議

目 次

1 編 総 則

1 節	計画策定の目的	1
2 節	計画の性格	1
3 節	計画の周知徹底	2
4 節	計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針	2
5 節	防災対策を重点的に充実すべき地域範囲	2
6 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	9

2 編 災害予防計画

1 節	災害予防対策の概要	11
2 節	効果的な応急対策活動のための事前対策	11

3 編 災害応急対策計画

1 節	災害応急対策の概要	16
2 節	市活動体制	16
3 節	緊急モニタリング活動	22
4 節	市民等への的確な情報提供活動	23
5 節	応急対策活動	26

4 編 災害復旧計画

1 節	災害対策の概要	34
2 節	被災者の生活再建等の支援	34
3 節	風評被害等の影響の軽減	36

1 編 総則

1 節 計画策定の目的

県内には原子力施設は存在しないが、春日市においては最も近距離に位置する九州電力(株)玄海原子力発電所で、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した福島第一原子力発電所と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 節 計画の性格

この計画は、春日市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものである。

春日市が県をはじめとした関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について現時点で実施可能な措置を定め、総合的かつ計画的な業務を遂行することによって、市民の不安を解消し、安全安心な市民生活を確保することを目的とする。

1 春日市地域防災計画との整合性

この計画は、「春日市地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、本編に定めるもの以外に必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、本編に準じて措置するものとする。

2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

3 節 計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画を熟知、徹底を図るとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

4 節 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針

春日市地域防災計画（原子力災害編）の策定又は修正に際しては、原災法第6の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を遵守するものとする。

5 節 防災対策を重点的に充実すべき地域範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、指針における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」を踏まえて定められ、福岡県において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内（以下、「対象地域」という。）の糸島市のみとしている。

春日市は、玄海原子力発電所から東に約60kmの地点に位置しており、対象地域の範囲外に所在するが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、春日市においても、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）による被ばくの影響を受ける恐れがあるため、地域放射線量の実測値等を踏まえ、防護措置の検討が必要である。

1 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域及び地域である。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（「International

Atomic Energy Agency」以下「IAEA」という。)の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域

(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル(「Operational Intervention Level」以下「OIL」という。)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

※ 福岡県内の対象市町村は、玄海原子力発電所から概ね半径約30km円内の地域(以下「対象地域」という。)として糸島市のみが該当している。

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA:PlumeProtection Planning Area)

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討される。

(原災指針より抜粋)

2 緊急事態区分と緊急時活動レベル EAL : Emergency Action Level^{*1}

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、大津波警報が発令 ^{*2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{*3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{*4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、市民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	PAZ内の市民等の避難準備及びより時間を必要とする市民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦すべての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪原子炉制御室等の使用不能 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続 ^{*5}	PAZ内の市民避難実施等の市民防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

- ※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。
- ※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。
- ※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。
- ※4 想定される具体例は次のとおり。
 - ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
 - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 - ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象
- ※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

3 O I L と防護措置

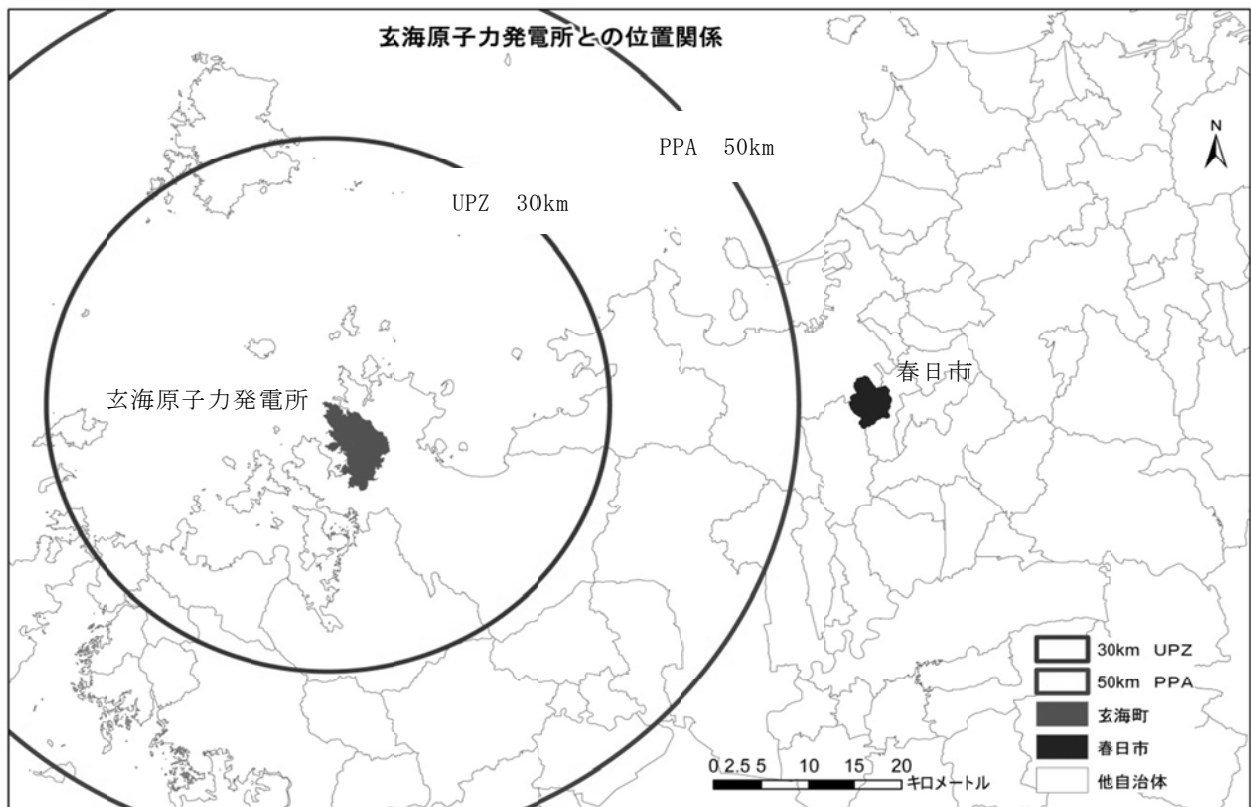
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg		

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

4 計画の基礎とすべき災害の想定

春日市は、玄海原子力発電所から約60kmに位置しており、国の原子力災害対策指針による原子力施設から概ね30kmを目安とした「緊急時の防護措置を準備する区域（UPZ）及び「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護を実施する区域（PPA）」の圏外である。しかしながら、原子力災害発生時の放射線物質の拡散が気象条件や地形によって影響を受けることが想定されることから、防災対策の策定に当たっては、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。



6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（原子力災害編）第1章総則に定める「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

■ 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	所 掌 事 項
春日市	(1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (2) 教育及び訓練の実施 (3) 災害状況の把握及び情報提供 (4) 緊急時モニタリングへの協力 (5) 糸島市の市民等の避難受入に係る協力 (6) 市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (7) 市民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 (8) 被ばく者の診断及び措置への協力 (9) 放射性物質による汚染の除去 (10) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (11) 各種制限措置の解除 (12) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (13) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (14) 文教対策
福岡県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 事故発生時における国、市町村等との連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時環境放射線モニタリングの実施（以下、「緊急時モニタリング」という。） (11) 市町村長に対する市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12) 緊急医療本部の設置・運営 (13) 被ばく者の診断及び措置 (14) 市町村長に対する市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 (15) 市町村長に対する市民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等

機関名	所 掌 事 項
福岡県	(16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20) 文教対策 (21) 相談窓口の設置 (22) 県管理の道路の管理 (23) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24) その他災害対策に必要な措置

原子力事業者

機関名	所 掌 事 項
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における通報及び報告 (10) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策 (12) 緊急時医療措置の実施のための協力 (13) 環境放射線モニタリングの実施 (14) 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (15) 相談窓口の設置 (16) 原子力発電所の災害復旧

2 編 災害予防計画

1 節 災害予防対策の概要

本節は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備える事前対策を中心に定める。

2 節 効果的な応急対策活動のための事前対策

1 即応体制の整備

市は、原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ、災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定める等、即応体制の整備を図る。

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、県から原災法第10条第1項の規定に該当する事象（以下「特定事象」という。）に至る可能性がある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障（以下「警戒事象」という。）又は特定事象が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備する。

(2) 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に意見交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(4) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする

2 情報の収集・連絡体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を市民に広報する必要がある。このため、市は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行う。

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において
 確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実に努める。

(2) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(3) 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

(1) 市民等への情報提供手段の整備推進

市民等への的確な情報提供を図るため、春日市総合情報メールや自治会放送設備、広報車等を中心とした多様な情報提供手段の整備を推進する。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

4 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

応急対策の的確な実施に資するため、以下に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、市の災害対策本部に適切に備え付ける。

ア 玄海原子力発電所及び関連施設に関する資料

イ 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

ウ 周辺地域の気象・地形資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

エ 防災資機材の配備状況に関する資料

5 広域防災体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、市及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

(1) 防災関係機関相互の情報交換

市は、自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制など、相互に必要な情報を交換し、防災対策の充実に努める。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係各部署において、他の自治体、関係団体等との協議会等を通じて、防災に関する情報交換を行うなど、協力関係を確立するとともに、必要に応じて相互に応援協定を締結するなど、あらかじめ必要な調整を行う。

6 緊急時モニタリング協力体制の整備

県は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護対策に資するため、また、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、実施要領の策定、設備・機器の整備・維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、県内全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、市は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

7 市民等への情報提供体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、市民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。

(1) 提供すべき情報項目の整理

市は、県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

(2) 情報提供体制の整備

市は、市民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

(3) 市民相談窓口の設置等

市は、県と連携して、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口

の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備等

市は、インターネットホームページ、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

8 緊急輸送活動体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合に専門的な見地から迅速な現地対応を行うため、国の専門家等を移送するための緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努める。

(1) 専門家等の移送体制の整備

独立行政法人放射線医学総合研究所及び指定公共機関からの専門家等（モニタリング・医療等）の現地への移送協力（ヘリポートの場所や利用手続き等）について県があらかじめ定めた場合は、これに協力する。

(2) 緊急輸送道路の確保体制等の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路をはじめとする交通関連設備等道路管理の充実に努める。

9 避難収容活動体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な避難を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市は、市民等の安全確保を図るため、屋内退避等実施体制の整備、避難所の整備等、平常時から市民等の避難体制の整備に努める。

また、関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備を図る。

(1) 屋内退避等実施体制の整備

市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討し、屋内退避等の実施に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、あらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難所等の整備

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難所としてあらかじめ指定し、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、避難所において必要とされる設備の整備及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮するものとする。

(4) 学校等施設における避難計画の整備

保育所、幼稚園、小・中学校の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、屋内退避の方法及び安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

(5) 避難所・避難方法等の周知

市は、避難者を受け入れる避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(6) 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

市は、糸島市との緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、あらかじめ必要な調整を行い、県の原子力災害広域避難基本計画に基づき、災害の状況により、糸島市全域において広域的な避難の必要性が生じた場合に備え、その避難者の受け入れ及び避難所の設置等について検討しておくものとする。

10 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、市民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

飲料水、飲食物の摂取制限等を行うに当たっては、市民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

3 編 災害応急対策計画

1 節 災害応急対策の概要

本節は、原災法に基づき、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡があった場合及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態応急対策（以下、「緊急事態応急対策」という。）を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

2 節 市活動体制

市は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県と連携を図るものとする。

また、他市町村において避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、市においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1 活動体制の確立

市は、原子力災害に対処するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

2 市災害警戒本部

市は、原災法に基づき、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合、県が災害警戒本部を設置した場合又は安全安心課長が必要と認められた場合は、災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、糸島市、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒配備体制をとるものとする。災害対策本部を設置するまでの間、配備及び災害応急対策の実施は、災害警戒本部により行う。

3 市災害警戒本部設置の指令

- (1) 災害警戒本部設置の実施責任者は、安全安心課長とする。
- (2) 総務課長は、副市長及び市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき災害警戒本部配備体制を指令する。
- (3) 各課長は、災害警戒本部配備体制の指令により、必要に応じ職員を配備につけ、災害応急活動を指揮する。
- (4) 配備についての職員は、上司の指揮に従い、直ちに応急活動を実施する。

4 市災害対策本部

市長は、次の場合に災害対策本部を設置し、本部長として統括・指揮する。

(1) 原子力災害発生時

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定めた組織構成及び事務分担任務等に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。

また、災害対策活動に当たり、糸島市等の対象地域において避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、避難所の設置、避難者の誘導等必要な支援を行う体制をとる。

(2) 廃止の決定

本部長（市長）は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね終了したとき、災害対策本部を廃止する。

■ 配備の種類及び配備基準

配備体制	配置・配備基準	配備要員
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けたとき ・福岡県が災害警戒本部を設置したとき ・その他安全安心課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心課職員 (必要に応じて、各課長より関係職員を招集)
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・福岡県が災害対策本部を設置したとき ・その他市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・教育長 ・災害警戒本部要員 ・その他職員全員

※その他、災害警戒・対策本部時の詳細な運営体制については、職員初動マニュアルに定める。

5 応急対策活動の実施

県は、原災法に基づき原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

市は、県と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

6 特定事象発生の情報連絡等

（1）原子力事業者からの情報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、県、国（内閣官房、内閣府、原子力規制委員会）、糸島市及び原子力防災専門官等に当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認する。

（2）国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態宣言を発出すべきか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、糸島市、県警察及びその他関係機関に連絡する。

（3）国の専門官の確認等

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市に連絡する。

（4）県からの連絡

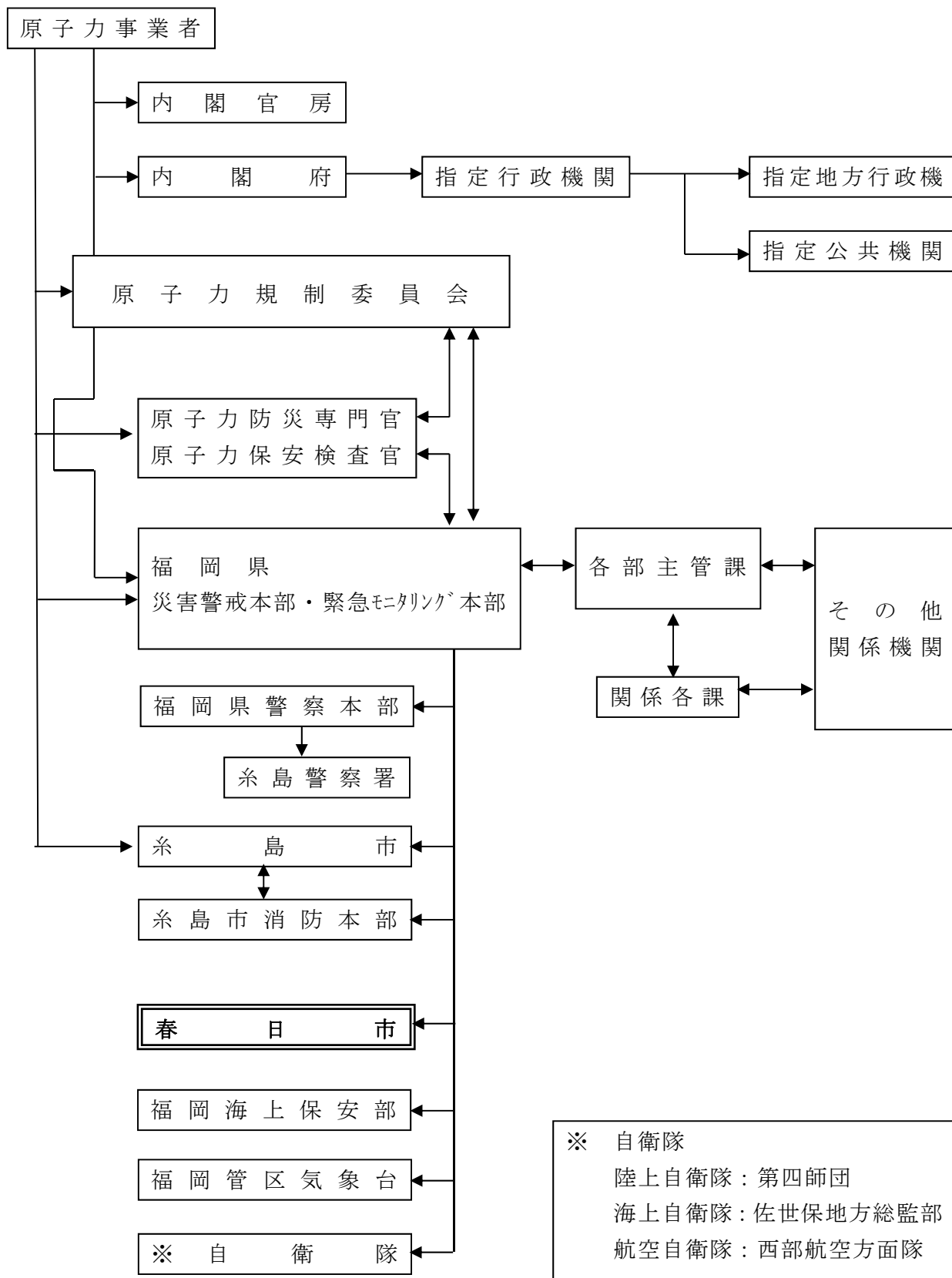
県は、原子力事業者、国（原子力規制委員会）又は原子力防災専門官から情報連絡を受けた事項について、糸島市、その他市町村、県警察、消防機関、緊急被ばく医療機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。

（5）市からの連絡

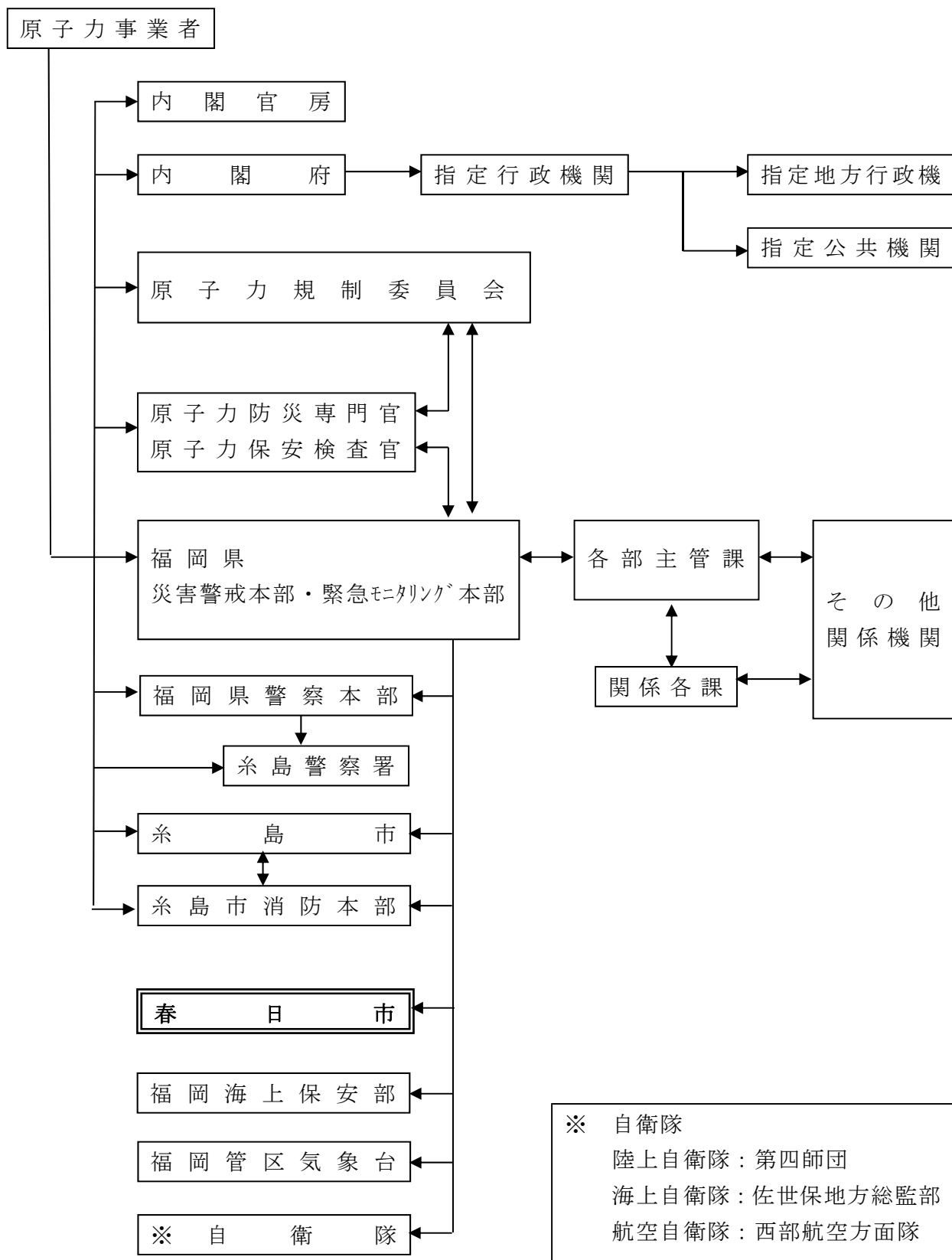
市は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

（6）特定事象発生時及び緊急事態宣言発出後の各情報伝達経路は、次表「警戒事象発生時の情報伝達経路」、「特定事象発生時の情報伝達経路」及び「緊急事態宣言発出後の情報伝達経路」のとおりとする。

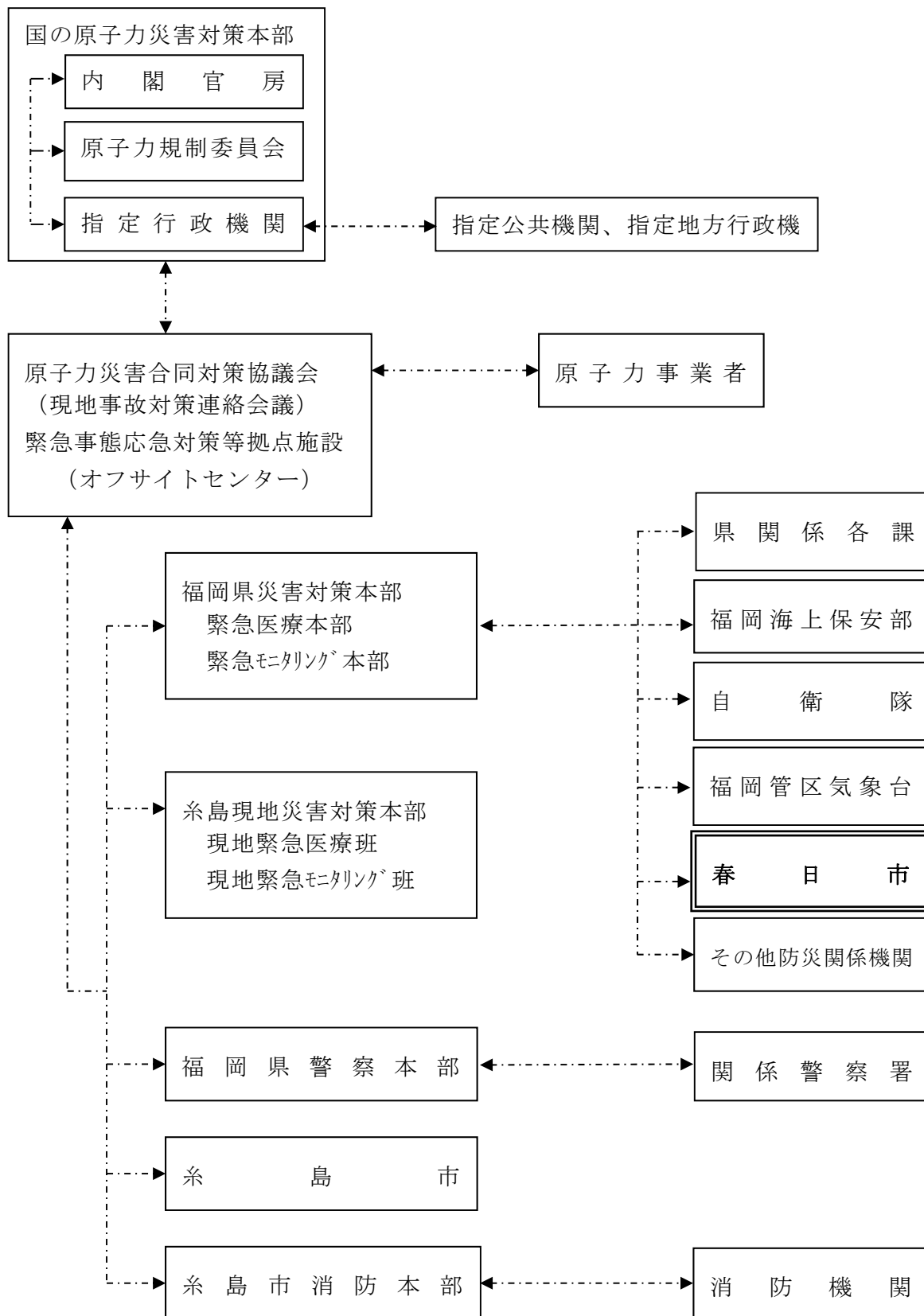
[警戒事象発生時の情報伝達経路]



[特定事象発生時の情報伝達経路]



[緊急事態宣言発出後の情報伝達経路]



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県から所要の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があった事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

3 節 緊急時モニタリング活動

1 緊急時モニタリング活動

(1) 県への緊急時モニタリング協力

市は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、必要となる要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力を行う。

(2) モニタリング情報の収集

市は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、市が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

[県内モニタリングポスト設置場所(福岡県設置)]

設置場所	所在地	地上高さ
福岡県保健環境研究所	太宰府市向佐野 3 9	1 8 . 9 m
福岡県庁	福岡市博多区東公園 7 - 7	1 m
県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2 - 3 - 1	
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8 - 1	
県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1 6 4 2 - 1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3 - 7 - 1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央 1 - 2 - 1	
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) 内	糸島市内 2 箇所	

[県内モニタリングポスト設置場所 (環境省設置)]

設置場所	所在地	地上高さ
日明市民センター	北九州市小倉北区日明 4 - 3 - 7	1 m
松ヶ江南市民センター	北九州市門司区吉志新町 2 - 1 - 1	
陣原市民センター	北九州市八幡西区陣原 3 - 2 3 - 9	
赤崎市民センター	北九州市若松区西小石町 8 - 2	

4 節 市民等への的確な情報提供活動

市は、大規模な原子力災害が発生した場合に市民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、春日市総合情報メールや広報車等あらゆる手段を活用し、専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 市民等への情報提供活動

(1) 市民等への広報

市は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて市民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 情報提供の方法等は、以下の手段とする。

- ア 春日市総合情報メール
- イ 広報車等による現場広報
- ウ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ等）

(3) 情報提供の内容は、以下の事項とする。

- ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 避難市民等を受け入れる場合、避難市民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- エ 不安解消のための市民等に対する呼びかけ

(4) 実施方法

市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

(5) 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、市等

が講じている施策に関する情報、交通規制など、市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。なお、その際、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等と協力・連携し、災害時における要配慮者に配慮する。

2 多様な情報提供手段の活用

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

(1) 誤情報の配信・拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の配信や拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

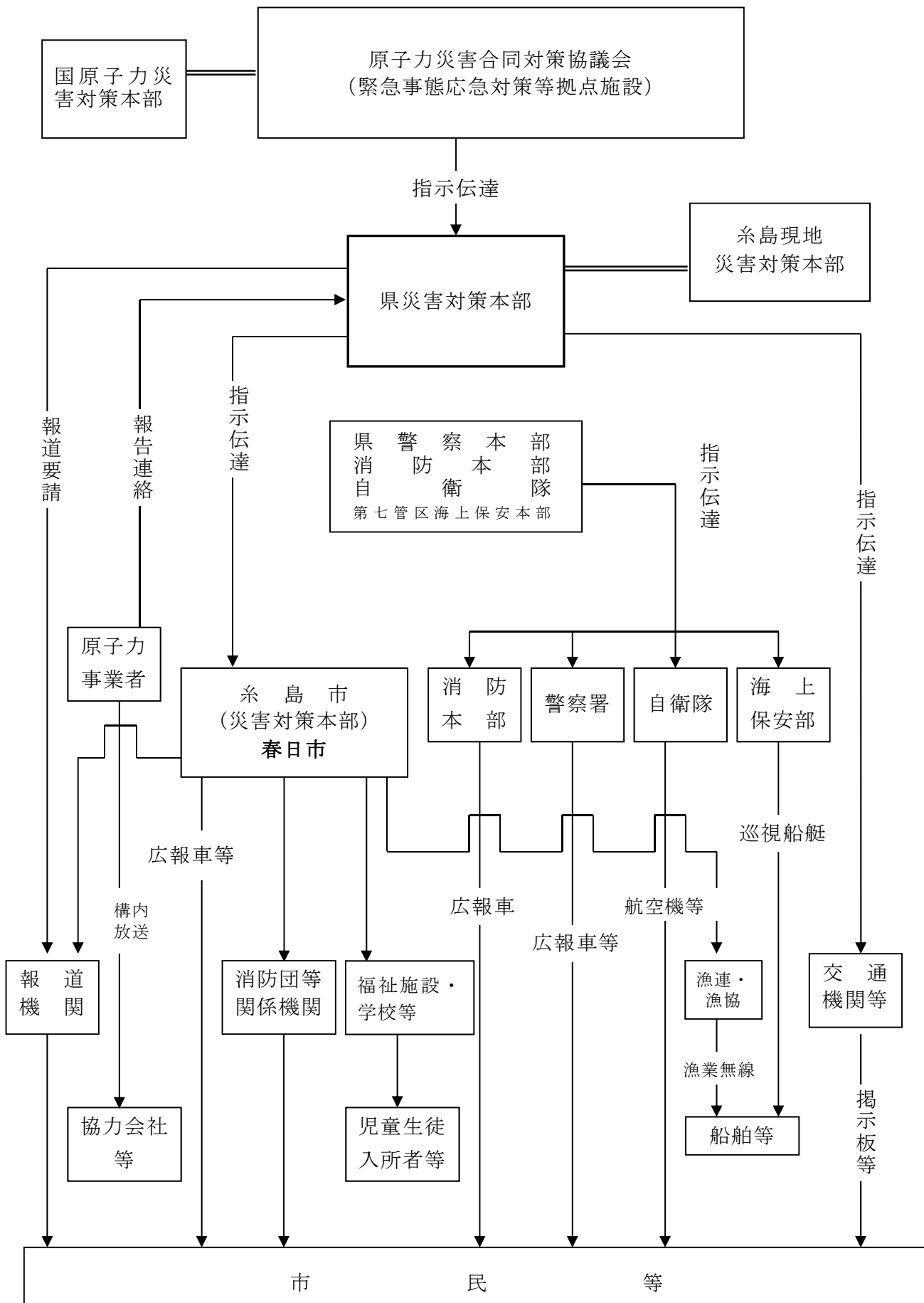
(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、市民相談窓口に備え置くよう努める。

(3) 県が実施する県民等に対する指示伝達及び情報提供の系統は、次表「県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」から春日市関連分による。

[県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図]

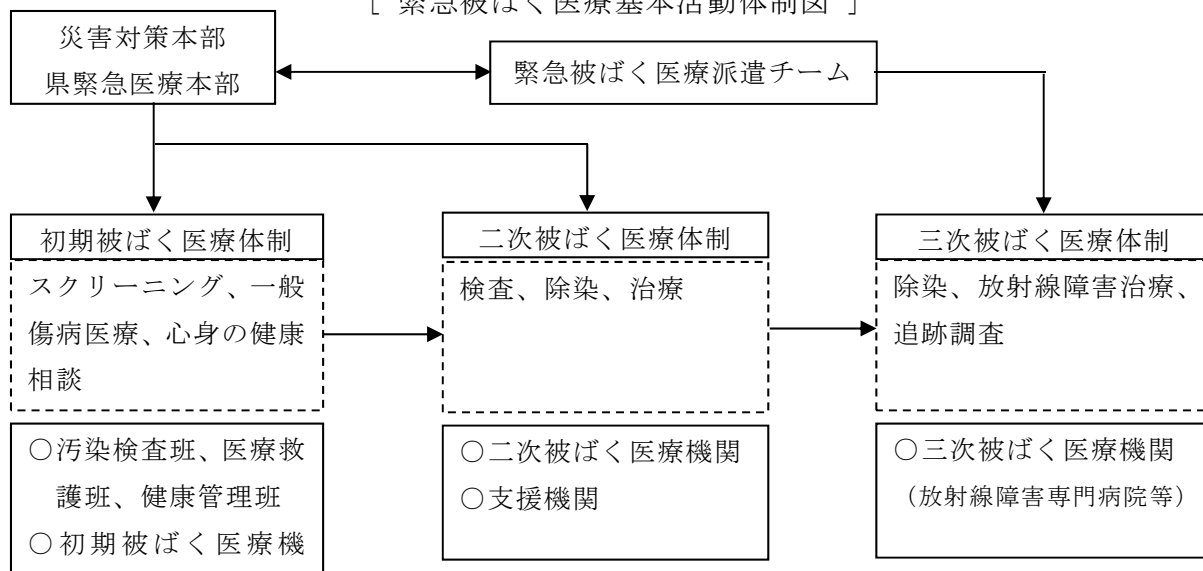


5 節 応急対策活動

1 緊急被ばく医療活動

市は、避難所等における市民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

[緊急被ばく医療基本活動体制図]



[緊急被ばく医療体制の概要]

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺に十分配慮しながら、汚染検査（スクリーニング）、通常の一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ふき取り等の簡易な除染 安定ヨウ素剤の投与等、放射線障害予防措置 救急蘇生法（ACLS） 合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染室を用いた細密な除染 ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等 局所被ばく患者の診療の開始 高線量被ばく患者の診療の開始 合併損傷の診療の開始 内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期及び二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 重篤な局所被ばく患者の診療 高線量被ばく患者の診療 重症の合併損傷の治療 重篤な内部被ばく患者に対する診療

2 救助・救急活動

大規模な原子力災害が発生した場合、市は、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施するものとする。

(1) 救助・救急活動

市は、災害の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助・救急活動を行う。

(2) 惨事ストレス対策

市は、救助・救急活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

3 屋内退避・避難等の防護活動

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を超える地域における市民等の避難も必要となる。市は、県を通じた国の指導・助言、指示等に基づき、屋内避難又は避難等の処置を講じるものとする。また、事態の状況により、糸島市からの避難者の受け入れを行う。

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 屋内退避の注意喚起

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避又は避難の指示を糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。

市は、県の注意喚起に基づき、市民等に対して、屋内退避の可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 屋内退避、避難のための立ち退き勧告・指示

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、県と国と連携した緊急時モニタリングの実施結果による国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市民等への屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

ウ 避難状況の確認

市は、屋内避難又は避難のための勧告又は指示を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。

エ 避難所の開設・運営

市における避難所の開設及び運営の要領等については、風水害編に準拠する。

(2) 糸島市への協力

市は、事態の状況により、被災自治体から避難者を受け入れる必要性が生じた場合は、所要の避難所を提供し、避難所において当該自治体職員の補助を行うなど必要な協力を行う。

(3) 学校施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ検討した内容に基づき、教員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市又は県に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

(4) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難行動要支援者の避難誘導に当たり、避難に時間を要することを踏まえ、早めに避難を開始するなど特別な配慮を行う。

また、避難所での避難行動要支援者の生活に関し、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦の健康状態の把握等に努めるほか、避難所のバリアフリー化等、生活環境に十分配慮するものとする。

(5) 自主防災組織、自治会等との協力・連携

市は、避難行動要支援者への避難誘導や避難所での生活に関する情報提供に当たり、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等と協力・連携するものとする。

(6) 女性や子育てのニーズを踏まえた対応

市は、女性や子育て家庭にとって安全・安心な避難ができるよう、物資の提供や避難所の設計・運営において、女性のニーズを把握しながら、避難者の身体的・精神的負担を緩和する対応に努める。

(7) 生活必需品等の供給等

ア 生活必需品等の供給・分配

市は、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時における要配慮者や男女によるニーズの違いに配慮するものとする。

イ 防災関係機関への要請

供給すべき物資が不足すると認めた場合は、県や市の協定締結事業者等に対し、物資の調達の協力を要請する。

(8) 愛護動物の救護対策

飼い主と同行避難した愛護動物については、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保の検討を行う等、避難所の生活環境悪化を防止し、愛護動物の飼育環境の維持に努める。

[退避及び避難に関する指標]

予測線量		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺線量	
10～50mSv	100～500mSv	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉めて機密性に配慮すること。
50mSv 以上	500mSv	市民は、コンクリート建屋の屋内に退避または避難すること。

(注) 1 予測線量は、放射期間中、屋内に居続け、何らかの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとる。

[避難等に関するOIL]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ^{*2}	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ^{*5}	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ^{*2}	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ^{*5}

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

4 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、県から、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限の指示があった場合、必要な措置を講ずるものとする。

（1）飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限

市は、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等必要な措置を講じる。また、水道水については、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。また、市は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

（2）飲料水、飲食物の汚染状況調査

市は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、O I Lの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

（3）農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指導・助言、指示に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対して下記の措置をとるよう指示があった場合は、県からの指示内容について周知するとともに、所要の措置を講ずるよう指示するものとし、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

ア 農作物の作付制限

イ 農林水産物等の収穫

ウ 農林水産物等の出荷制限

エ 肥料、土壌改良資材、培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

(4) 飲料水、飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、市民等への応急給水等の措置を講じる。

(5) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除

市は、O I L 及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示、又は国の指示等に基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限等の解除を実施するものとする。

〔 飲食物摂取制限に関する O I L ^{※1} 〕

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) ^{※4}	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ^{※5}	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※6}
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

[肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標]

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg
牛、馬用飼料	100 Bq/kg
豚用飼料	80 Bq/kg
家きん用飼料	160 Bq/kg
養殖魚用飼料	40 Bq/kg

（出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」）

5 治安の確保及び火災予防

市は、原災法第17条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を実施して、盗難等の未然防止に努めるとともに、県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

6 文教対策の実施

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

（1）生徒等の安全確保措置

ア 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

イ 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊等との連携を図り、通学経路の変更、集団登下校等

の措置を行う。

ウ 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

(2) 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

市は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の対策に努める。

(3) 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が市職員と協力して、避難市民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

(4) 避難時における市民等に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難時における市民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県及び糸島市に連絡する。

県は、糸島市及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、当該基準に基づき、市民等が避難する際に、市民等（避難輸送に従事する乗務員及び避難輸送に使用する車両を含む）のスクリーニング等を行う。

4 編 災害復旧計画

1 節 災害対策の概要

本節は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

2 節 被災者の生活再建等の支援

1 放射性物質による汚染の対策

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることあることから、市民等の被ばく線量を低減するため、国、県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の対策に努める。

汚染の対策は、土壌、工作物、道路、河川、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等の生活環境については、優先的に対策を講ずる。市は、原子力事業者に対して、対策に必要な防災資機材の貸与を受けるとともに、必要に応じて原子力防災要員の派遣を要請する。

また、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する対策を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月環境省）を参考に実施する。なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する対策については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して原子力災害に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

(1) 収集、運搬等

市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺市民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとるものとする。

(2) 市民、事業者等に対する周知徹底

市は、市民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物などの廃棄物や放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求めるものとする。

(3) 搬送要請

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請するものとする。

3 各種制限措置の解除

市は、緊急モニタリングの結果、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限処置の解除を関係機関に指示するとともに、実施状況を把握するものとする。

4 環境放射線モニタリング

市は、県が実施する環境放射線モニタリングに関し、環境試料の採取、運搬及び空間放射線モニタリング等の協力を行うものとする。

5 災害地域市民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、市民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録するものとする。

(1) 災害地域市民等の登録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等における措置について記録や登録を行うものとする。

(2) 影響調査の実施

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査するものとする。

(3) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

6 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置につ

いて、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

7 心身の健康相談体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合に、市民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、市民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

8 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるものとする。

また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 節 風評被害等の影響の軽減

大規模な原子力災害が発生した場合、国内外において、農林水産業、観光業等における情報伝達不足による混乱や、避難先でのいじめ問題などの人権侵害が生じるおそれがあることから、市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施する。

市は、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響にも留意する。

市は県が農林水産物や輸出物品等について、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施した場合にも、それらについての情報提供・広報活動を実施する。